

## 次世代育成支援に向けた行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和3年4月～ 制度に関するパンフレットおよび電子メールなどにより従業員へ周知する。

目標2 所定外労働を削減するため、ノー残業デーの設定を継続・実施する。

<対策>

●令和3年4月～ ノー残業デーの実施を従業員へ周知徹底する。

・ノー残業デー：毎月第3水曜日  
※但し、第3水曜日が会社指定休日の場合  
振り替え有り。

・対象者：CGS従業員の昼勤勤務者（出向者含む）